

論 説

グローバル・ガバナンス時代における IASC/IASB

椛 田 龍 三

「模倣は上層から下層へと流れるという優等者の模倣の法則はまた、『流行』現象と密接な関係にある。流行とは国家を超えた模倣の拡散であるが、これは階級間関係を支配する法則が国家間関係に適用された形態と解釈できるからである。『流行』とは模倣のモデルを同時代の外国に求める模倣形態にほかならない。模倣は流行を通じて優勢な国家から劣勢な国家へと流れ、劣勢な国家を同化するのである。タルドに特徴的なのは、流行とは対極にある『慣習』もまた模倣の一形態であり、慣習は模倣のモデルが過去の自国に求められたものとしていることである。つまり流行における場所的隔たりが、慣習においては時間的隔たりとして作用していると解釈するのである。しかしさらに注目すべきは、『慣習〔を重視した会計基準設定〕の時代』が『流行〔として様々な政治的な局面を乗り越えてきた国際会計基準審議会（IASB）の会計基準設定〕の時代』へと〔徐々に〕移行しても、最近の革新の威信（流行）より祖先の威光（慣習）の方が依然として勢力を保つ」（大黒〔2015〕46頁）可能性はあるだろう。

目 次

- I はじめに
- II 1990年代までの IASC と IOSCO/SEC 関係
- III 1990年代における IOSCO/SEC のコメント／スタッフ・レターと IASC の核となる会計基準
- IV IASB と SEC/FASB の関係
- V おわりに

I はじめに

企業会計は、基本的に複式簿記を所与のものとして、一国内の「個別企業に関する財務〔会計〕情報の生産と伝達〔開示〕の手段であると同時に、株式会社および証券市場を対象とした一種の社会統制の手段であるという二重の性格」（津守 [2002]「序言」i頁）を備えるようになってきた。これは、「社会統制機能の第1形態」（浅羽 [1984] 12頁）の段階と表現できよう。しかし、「近年、企業会計は、会計基準の『国際的調和化』の段階から『国際的統一化』の段階へ、〔慣習として形成されてきた〕取得原価主義から〔劣勢な国家が優秀な国や組織から模倣する流行としての〕時価主義へ急速に移行しつつある。」この段階では、グローバルな組織としての国際会計基準委員会（IASC）やIASBにおける超国家的な「マクロ会計政策（『国際会計基準』の設定における会計選択）が起点となって各国の国内的なマクロ会計政策（各国『会計基準』の設定における会計選択）の改変が求められ、さらに後者が個々の企業のミクロ会計政策の決定（個別企業の会計選択）に対して無視しえない影響を与えている。」（津守 [2002]「序言」i頁）これは、「社会統制機能の第2形態」の段階と表現できよう（浅羽 [1984] 12頁）。

このように、企業会計は、個別企業の財務会計情報の生産と開示の手段であった時代から、一国内における株式会社や証券市場を対象とした社会統制—社会統制機能の第1形態—の手段の時代へ、さらには、グローバルな企業—多国籍企業—や証券・金融市場等を対象とした社会統制—社会統制機能の第2形態—の手段の時代へ変容しつつある。つまり、近年、一国内の社会統制の手段のみならず、国際的な次元での社会統制の手段—会計基準の統一化—が叫ばれるようになってきた。これは、まさに、世界がグローバル・ガバナンス時代に入れたことを意味している。グローバル・ガバナンスの用語の定義に関して、最も包括的で代表的なのは、グローバル・ガバナンス委員会のつぎの定義である。

『グローバル・ガバナンスは公私を問わず、個人そして機構が彼らの共通の事

項を管理する多くの方法の全体である。それは、対立するあるいは多様な〔国際的なレベルでの〕利益を調整し、あるいは協力的な行為がとられる継続的な過程である。それは、遵守を強制することを付与されたフォーマルな機構やレジーム〔すなわち、国家によるガバナンス〕を含むとともに、人々や機構が合意したが、彼らの共通の利益となると考えたインフォーマルな枠組みをも含むものである』。この定義には、グローバル・ガバナンスの①目的（共通の事項の管理、『共通事項』という範囲には多くの問題領域が含まれよう）、②主体（公私を問わない—国家、非国家主体の両方を含む）、③方法（多くの方法、フォーマル・インフォーマルなレジーム、機構を含む）、④行動規範（利益を調整し、協力的な行為に基づいたもの）、という基本的な要素が含まれる。」（山本 [2008] 169 頁）また、横田 [2006] では、グローバル・ガバナンスをつぎのように定義している。

「グローバル・ガバナンスとは、地球規模の問題に適切に対処する能力のことである。」「地球的規模の問題は、その性格によって政治問題〔国家間戦争や内戦等の問題〕、経済的問題〔貧困や世界恐慌等の問題〕、社会問題〔人権侵害や環境保全等の問題〕、文化的問題〔教育や文化遺産の保護等の問題〕、化学技術的問題〔科学技術の推進や度量衡の統一等の問題〕、自然的問題に類型される。」（横田 [2006] 4-5 頁）¹

このように、グローバル・ガバナンスとは、地球規模—国家や民間組織を含む—でさまざまに対立するあるいは多様な国際的なレベルでの利益を調整し、環境問題や度量衡の統一（標準化）等に適切に対処する（あるいは管理する）能力のことであるとされている。このようなグローバル・ガバナンス時代の段階において、IASC/IASB が関与する重要な諸問題の中には、経済の金融化の諸問題と、国家や世界で活動するさまざまな組織との相互関係の諸問題が含ま

1 なお、グローバル・ガバナンスに関しては、毛利 [2005]、渡辺・土山編 [2006]、および遠藤 [2008] も参照。また、会計の領域に関しては、グローバル・ガバナンスを踏まえて、コーポレート・ガバナンスとしての会計学の構築を目指した今福 [2009] も参照。

れる。

前者の問題に関して、経済の金融化とは、「金融市場、金融アクターおよび金融制度の役割」が、急速に強まってきており（Dünhaupt [2016] p.3）、IASBの会計基準設定過程においても、この金融アクター等が影響を及ぼしている²。そして、この「金融化による利益（Profit-financialization）」の獲得方法には、第1に、製造業を中心とした「非金融セクターと比較して金融セクターの収益性を向上させる（the growth in profitability）」ことで利益を獲得する方法と、第2に、製造業を中心とした「非金融会社の利益の金融化」、つまり「非金融会社」が、「財やサービスの生産からではなく」、「金融〔商品〕取引からの利益」を獲得する方法がある（Nölke and Perry [2007] p.4）³。

また後者の問題に関して、IASB/IASBにおける会計基準の設定活動は、世界的レベルでのさまざまな組織—プライベートとパブリックの組織を含むが、これには、国際会計士連盟（IFAC）、証券監督者国際機構（IOSCO）、金融安定評議会（FSC）、世界貿易機構（WTC）、経済協力開発機構（OECD）、国際連合（UN）、欧州連合（EU）等がある—と相互関係を堅持しながら展開している（梶田 [2013a]・[2015]を参照）。これは、「規制の動的ネットワーク」を形成して、国際的な次元における会計基準を形成しようとしているといえよう⁴。

本稿の課題は、特に後者の問題に焦点を合わせて、IASB/IASB、IOSCOおよびアメリカの証券取引委員会（SEC）/財務会計基準審議会（FASB）の相互関係について考察する。

II 1990年代までのIASBとIOSCO/SECの関係

ここでは、まず1990年代までのIASBとIOSCOの関係について触れておこ

2 これに関して、世界の四大会計事務所と金融アクターが、IASB等に圧力をかけている現状を分析した梶田 [2016b]を参照。

3 経済の金融化に関しては、梶田 [2017]も参照。

4 この規制の動的ネットワークにもとづいた会計基準の形成に関しては、梶田 [2013a]を参照。

う。

IASC は、1987 年に、IOSCO—1986 年に設立—に接触しはじめ、IOSCO はその年に IASC の諮問委員会のメンバーに加わり、IASC の会計基準設定に関与し始める。IOSCO が IASC の国際会計基準 (IAS) を承認するならば、各国の証券規制機関が IAS を採用するだろうという期待がますます増大してくるので、IASC は、IOSCO による IAS の承認を、IASC の主要な戦略的目標として掲げた。その後、1980 年代末頃に、IASC と IOSCO の間の可能な協調についての対話や議論が始まり、1980 年代から 1990 年代にかけて、IOSCO は、さまざまな方法で IASC に関与してきた (梶田 [2017] 74 頁)。例えば、IOSCO は、1989 年に「国際的な株式公募 (International Equity Offer)」と題する報告書の中で、IOSCO と IASC の関係をつぎのように述べている。

「単一の開示書類 (a single disclosure document) に関する信頼性の進展」のためには、世界の「複数の法域 (multiple jurisdictions) における財務諸表の承認」が必要である。そこで、「国際的に承認された会計、監査および独立した〔会計〕基準」の「開発あるいは認識は、単一の開示書類〔である IASC の会計基準〕の利用の発展を大いに促すであろう」し、また、「IOSCO における会計基準と監査基準に関する〔作業部会である〕ワーキング・パーティ」の「勧告は、これらの〔IASC の会計〕基準の開発に重要な貢献をするであろう。」(IOSCO [1989a] p.15, IOSCO [1989b] p.8)

ここでは、世界の法域で信頼される会計基準の策定には、単一の公開書類である IASC の会計基準の進展が必要であり、IOSCO の作業部会であるワーキング・パーティの勧告はこれに貢献する、と述べられている。つまり、IOSCO が重視している「国境を越えた〔株式の〕公開 (cross-border offering)」の健全な育成のためには、IASC が最も重視している「国際的に認められた会計基準の開発」(IOSCO [2000] p.10) が必要であり、ここに両組織—パブリック・セクターである IOSCO とプライベート・セクターである IASC—の利害が一致し、それらは、相互依存主義的な発想⁵を展開しているものと理解できるよう。

その後、「IOSCOは、1993年に、国境を越えた証券の公募（cross-border securities offerings）を行う企業のために、包括的な一連の〔会計〕原則を設定するための合理的で完全な会計基準」の策定を促した。「IOSCOは、1994年に」、〔IASCの〕〔会計〕基準」の吟味を完了させると共に、「IASCが改善しなければならない〔会計〕基準と同様に、〔IASC〕が取り扱うべき多くの問題も確認した。」（IOSCO〔2000〕p.10）そして、IOSCOは、3つに区分して問題点をつぎのように整理している。

第1は、IOSCOが、IASC〔の会計〕基準を是認する前に解決されるべき問題がある。第2はIOSCOがIASCの会計基準を是認する前に解決しなくてよい問題がある。第3は、IOSCOが、IASCの会計基準を考慮する以前に取扱う必要はないが、会計基準の改善が求められる領域がある（IOSCO〔2000〕pp.10-11）。このように、IOSCOは、IASCの会計基準を是認するに際して、IOSCOが是認する前に解決する問題、是認する前に解決しなくてもよい問題、およびIASCの会計基準の改善が求められる問題に区分して整理している。

IASCとIOSCOは、このような相互関係を維持しながら1995年に、もしIASCが、会計基準を認められた高品質なレベルに改善するならば、すなわち、IOSCOによって示された一定の要件に従った多くのコアとなる会計基準を開発するならば、IOSCOはIASCの会計基準を受入れるであろう、という協定を結んだ。またここで、IOSCOとアメリカのSECの関係—国際的なレベルと国内レベルの関係—に鋒先を向けてみると、SECは、IOSCOの委員会を通して、アメリカが承認しうるような会計上の開示のための国際的な基盤を確立するために、IASCに影響を及ぼしてきたという事実が判明してくる。これに対応するかのように、IASCもSECの会計ルールと緊密な類似点を模索することが会計基準の調和化の焦点であると考えられるようになってくる。そして、IASC

5 これに関連して、青木は、IASを「世界基準主義（複数国の間で共通基準を設定し、それにしたがう場合にはその規準に従った財務諸表がその複数国の間で受け入れられる）による会計情報開示規制の例」（青木〔2000〕276頁）として位置付けているが、これは本稿でいう相互依存主義と親和性がある。

は、1997年11月に、アメリカの一般に認められた会計原則（GAAP）の一部を、IASC自身の会計ルールとして取り込むことを決定した。このことは、例えば、アメリカのGAAPが要求しているデリバティブの時価評価を、IASCが、模倣しようとしている点からして明らかであろう（梶田 [2017] 74頁）⁶。

このようにIASCとIOSCOは、1980年代から1990年代かけて密接不可分の関係になってくるのであるが、これは、IASCにとっては、IOSCOからの承認を得ることで、世界的なレベルでの権威を獲得することになるし、IOSCOにとってみれば、国際的な証券規制の一環として会計規制—IASCの会計基準による規制—を取り込むことができるというメリットがあると推測される。そして、SECが、IOSCOとIASCに影響してきたことは、注意を要する点である。そこでつぎに、IOSCOが、2000年5月に公表したIASCの30の核となるIASの評価レポートを概観することにしよう。

IOSCOの専門委員会（Technical Committee）は、IASCが公表した30の核となるIASを評価するため、「多国籍〔企業〕のための会計と開示に関する作業部会（Working Group on Multinational Accounting and Disclosure）」であるワーキング・パーティ（the Working Party）の報告書を受取り、これを承認した。専門委員会は、この報告書を分析した後に、30の核となるIASを国境を越えた公募や上場をしている多国籍企業（multinational enterprises）が利用するよう、IOSCO加盟国に推奨する予定である（IOSCO [2010] p.1）。そして、IOSCOの総会（Presidents' Committee）で認められたこの報告書の決議案（Resolution）はつぎのようになっている。

IOSCOは、国境を越えた公募や上場が、多国籍企業（multinational issuers）—ここで、「銀行、保険、採掘産業および不動産業（banking, insurance, extractive industries, real estate）」の企業は対象外としている（IOSCO [2000]

6 これに関連して、IOSCOは、すでに1988年の段階で、IASCのIASの改定に際して、過剰なマイクロレベルの会計選択権（accounting alternatives）の除去、会計基準は十分に詳細で、適切な開示要求を保証するものでなければならないことを要求していたが、これはSEC自身が考えていた要求であった（Zeff [2012] p.814）。このように、IOSCOは1980年代後半より、SECの要求を模倣し影響を受けていた。

p.18) 一が利用することができる国際的に認められた会計基準、つまり IASC の核となる IAS によって促進されるであろうと信じている。この総会では、IOSCO の加盟国が、IASC の 30 の核となる IAS を多国籍企業に認めるように推奨する。その場合に、加盟国の事情を考慮して、若干の補足的な処理 (supplemental Treatments) も必要となるとしている (IOSCO [2000] p.2, Appendix A)。これらの補足的な処理とはつぎのような内容である。

- ・調和化 (reconciliation) : IASC の IAS と対比して、一定の項目が異なった会計方法を適用した際の影響額 (effect) を示すための調整が必要となる場合がある。
- ・開示 : 財務諸表か脚注のどちらかで追加的な開示を要求する場合がある。
- ・解釈 (interpretation) : IASC [の国際会計] 基準において規定された特定の代替案の利用を明示するか、あるいは、IASC [の国際会計] 基準が不明確あるいは何も規定していない (unclear or silent) 場合において、特定の解釈 (a particular interpretation) を明示する場合がある (IOSCO [2000] pp. 2-3, 15-16, Appendix A)。

ここで、IOSCO は、補足的な処理として、第 1 に、IASC の 30 の核となる IAS と異なる会計基準を採用した場合の影響額を示すための調整が必要なこと、第 2 に、追加的な開示を財務諸表の本体か脚注で行うこと、第 3 に、IASC の IAS に対する代替案がある場合には、採用した基準を明示するか、あるいは IASC の IAS が不明確な場合は、特定の解釈をしたことを明示することを掲げている。

そして、IOSCO は、「IASC のような [国際] 会計基準 [を設定する] 組織は、現存する問題と緊急な問題を取扱うために発展し続けなければならない」と考えている。また、「IOSCO は、IASC の [会計基準の設定の] 作業や [その組織] 構造に [深く] 関与し続けるであろう (IOSCO will continue to be involved in the IASC work and structure) し、また、IASC は、[国際会計] 基準

「を設定するための」組織を発展し続けるであろう、と想定している。」
 「IOSCO は、IASC とともに〔会計基準設定という〕作業を〔協力して〕続けることを期待している (IOSCO expects to continue to work with the IASC)。」
 (IOSCO [2000] p.3)

ここで、IOSCO が、IASC の作業や組織構造に関与し続けるとした点と、IOSCO と IASC は共に会計基準設定活動を協力して行うとした点は、特に注目しておきたい。なぜなら、すでに述べたように、国家の集団である IOSCO—パブリック・セクター—が、民間の組織である IASC—プライベート・セクター—を、国際的な証券規制の一環として、取り込もうとしていることが、ここでの文言から窺い知ることができると思うからである。それと、この段階では、銀行や保険等を対象企業から外しているの、金融規制の側面はあまり考慮されていない。

Ⅲ 1990 年代における IOSCO/SEC のコメント/スタッフ・レターと IASC の核となる会計基準

ここでは、IASC の 30 の核となる IAS の公表—2000 年に IOSCO は是認している—と、それに至るまでの IOSCO/SEC のコメント/スタッフ・レターを分析する。まず、IOSCO の 30 の核となる IAS はつぎのようになっている。

図表 1 IASC の 30 の核となる IAS (2000 年)

- | | |
|---|--|
| ① | IAS 1, 財務諸表の表示 (1997 年に改訂) |
| ② | IAS 2, 棚卸資産 (1993 年に改訂) |
| ③ | IAS 4, 減価償却の会計 (1994 年に改善) |
| ④ | IAS 7, キャッシュフロー計算書 (1992 年に改訂) |
| ⑤ | IAS 8, 会計方針, 会計上の見積りの変更と誤謬 (1993 年に改訂) |
| ⑥ | IAS 10, 後発事象 (1999 年に改訂) |
| ⑦ | IAS 11, 工事契約 (1993 年に改訂) |
| ⑧ | IAS 12, 法人所得税 (1996 年に改訂) |
| ⑨ | IAS 14, セグメント別報告 (1997 年に改訂) |
| ⑩ | IAS 16, 有形固定資産 (1998 年に改訂) |
| ⑪ | IAS 17, リース (1997 年に改訂) |
| ⑫ | IAS 18, 収益 (1993 年に改訂) |
| ⑬ | IAS 19, 従業員給付 (1998 年に改訂) |

- ⑭ IAS 20, 政府補助金の会計処理と政府援助の開示 (1994年に改善)
- ⑮ IAS 21, 外国為替レート変動の影響 (1993年に改訂)
- ⑯ IAS 22, 企業結合 (1998年に改訂)
- ⑰ IAS 23, 借入コスト (1993年に改訂)
- ⑱ IAS 24, 関連当事者についての開示 (1994年に改善)
- ⑲ IAS 27, 連結財務諸表と子会社に対する投資の会計処理 (1994年に改善)
- ⑳ IAS 28, 関連会社に対する投資の会計 (1998年に改訂)
- ㉑ IAS 29, 超インフレ経済下における財務報告 (1994年に改善)
- ㉒ IAS 31, ジョイント・ベンチャーにおける権益の財務報告 (1998年に改訂)
- ㉓ IAS 32, 金融商品: 開示と表示 (1998年に改訂)
- ㉔ IAS 33, 1株当たり利益 (1997年)
- ㉕ IAS 34, 期中財務報告 (1998年)
- ㉖ IAS 35, 休止している事業 (1998年)
- ㉗ IAS 36, 資産の減損 (1998年)
- ㉘ IAS 37, 引当金, 偶発負債および偶発資産 (1998年)
- ㉙ IAS 38, 無形資産 (1998年)
- ㉚ IAS 39, 金融商品: 認識と測定 (1998年)

(出所) IOSCO (2000) pp.3-4.

図表1では、IASの30の核となるIASを示しているが、このようなIASが形成されるまでにどのような機関のコメント・レターがあったのであろうか。ここでは、コメント・レターの具体的な内容について概観する余裕はないが、IOSCOとSECに限ってコメント／スタッフ・レターの年月日のみを示しておきたい。これにより後述する議論の準備としよう。なお、ここでは、IOSCOとSECのコメント／スタッフ・レターの回数等を確認したいので、IOSCOとSEC以外のコメント・レターは省略している⁷。

図表2 IASCの核となる30のIASに対するコメント／スタッフ・レター (IOSCOのワーキング・パーティと、ワーキング・パーティの個々のメンバーのコメント・レター)

- ① IAS, 財務諸表の表示 (1997年に改訂)
 - 1 IOSCOからのコメント・レターがあった (公開草案53号「財務諸表の表示」に対して1996年10月24日に提示)。
 - 2-4 その他のコメント・レターの名称は省略する (IOSCOとSEC以外のコメント・レターなので省略した, 以下同じ)。

7 このように、コメント・レターの回数を調査し政治レベルでの影響力を証明しようとした研究は、Perry and Noëlke [2005] がすでに行っている。これに関しては、梶田 [2016] を参照。

- 5 SECからのスタッフ・レターがあった（討議資料「財務諸表の表示」に対して1995年8月7日に提示）。
- 6 SECからのスタッフ・レターがあった（公開草案53号「財務諸表の表示」に対して1996年11月17日に提示）。
- 7 SECからのスタッフ・レターがあった（真実かつ公正な外観に対して1997年3月31日に提示）。
- 8 その他のコメントレターの名称は省略する。
- 9 SECからのスタッフ・レターがあった（真実かつ公正な外観に対して1997年5月19日に提示）。
- ② IAS 2, 棚卸資産（1993年に改訂）
コメント・レターはない。
- ③ IAS 4, 減価償却の会計（1994年に改善）
コメント・レターはない。
- ④ IAS 5, 財務諸表で開示すべき情報（IAS 1によって取替えられた。1998年7月1日より有効）
コメント・レターはない。
- ⑤ IAS 7, キャッシュフロー計算書
 - 1 IOSCOからのコメントレターがあった（キャッシュフロー計算書に対して1993年8月16日に提示）
- ⑥ IAS 8, 会計方針, 会計上の見積りの変更と誤謬（1993年に改訂）
コメント・レターはない。
- ⑦ IAS 9, 研究開発コスト（IAS 38によって取り換えられた。1999年7月1日より有効）
 - 1 IOSCOからのコメント・レターがあった（IAS 9に対して1996年9月20日に提示）。
- ⑧ IAS 10, 偶発事象（1999年に改訂）
 - 1 IOSCOからのコメント・レターがあった（公開草案63号「偶発事象」に対して1999年2月24日に提示）。

〔また、IAS 37「引当金、偶発負債および偶発資産」に対するコメント・レターも参照〕。
- ⑨ IAS 11, 工事契約（1993年に改訂）
コメント・レターはない。
- ⑩ IAS 12, 法人所得税（1996年に改訂）
 - 1-4 その他のコメ・レターの名称は省略する。
 - 5 SECからのスタッフ・レターがあった（公開草案49号「法人所得税」に対して1995年6月28日に提示）。
- ⑪ IAS 13, 流動資産と流動負債の表示（IAS 1によって取り換えられた。1998年7月1日より有効）
コメント・レターはない。
- ⑫ IAS 14, セグメント別報告（1997年に改訂）
 - 1 IOSCOからのコメント・レターがあった（公開草案51号「セグメント別財務情報の報告」に対して1996年4月25日に提示）。
 - 2 SECからのスタッフ・レターがあった（討議資料「セグメント別財務情報」に対して1995年2月8日に提示）。
 - 3 SECからのスタッフ・レターがあった（アメリカとIASCの〔会計〕基準のコンバージェンスに関して1995年2月7日に提示）。
 - 4 SECからのスタッフ・レターがあった（公開草案51号「セグメント別財務情報」に対して1996年7月11日に提示）。
- ⑬ IAS 16, 有形固定資産（1998年に改訂）
コメント・レターはない。
- ⑭ IAS 17, リース（1997年に改訂）

- 1 IOSCO からのコメント・レターがあった（公開草案 56 号「リース会計」に対して 1997 年 9 月 8 日に提示）。
- 2 SEC からのスタッフ・レターがあった（公開草案 56 号「リース会計」に対して 1997 年 9 月 5 日に提示）。
- ⑮ IAS 18, 収益（1993 年に改訂）
コメント・レターはない。
- ⑯ IAS 19, 従業員給付（1998 年に改訂）
 - 1 IOSCO からのコメント・レターがあった（公開草案 54 号「従業員給付」に対して 1997 年 5 月 1 日に提示）。
 - 2 SEC からのスタッフ・レターがあった（公開草案 54 号「従業員給付」に対して 1997 年 3 月 18 日に提示）。
- ⑰ IAS 20, 政府補助金の会計処理と政府援助の開示（1994 年に改善）
コメント・レターはない。
- ⑱ IAS 21, 外国為替レート変動の影響（1993 年に改訂）
コメント・レターはない。
- ⑲ IAS 22, 企業結合（1998 年に改訂）
コメント・レターはない。
[公開草案 61 号「企業結合」に対するコメント・レターについては IAS 38 を参照]。
- ⑳ IAS 23, 借入コスト（1993 年に改訂）
コメント・レターはない。
- ㉑ IAS 24, 関連当事者についての開示（1994 年に改善）
コメント・レターはない。
- ㉒ IAS 25, 投資の会計処理
 - 1 IOSCO からのコメント・レターがあった（投資財産に関して 1998 年 7 月 6 日に提示）。
 - 2 その他のコメント・レターの名称は省略する。
 - 3 IOSCO からのコメント・レターがあった（公開草案 64 号「投資財産」に対して 1999 年 10 月 24 日に提示）
- ㉓ IAS 27, 連結財務諸表と子会社に対する投資の会計処理（1994 年に改善）
コメント・レターはない。
- ㉔ IAS 28, 関連会社に対する投資の会計（1998 年に改訂）
コメント・レターはない。
- ㉕ IAS 29, 超インフレ経済下における財務報告（1994 年に改善）
コメント・レターはない。
- ㉖ IAS 31, ジョイント・ベンチャーにおける権益の財務報告（1998 年に改訂）
コメント・レターはない。
- ㉗ IAS 32, 金融商品：開示と表示（1998 年に改訂）
 - 1 SEC からのスタッフ・レターがあった（金融商品に関して 1995 年 3 月 21 日に提示）。
- ㉘ IAS 33, 1 株当たり利益
 - 1 IOSCO からのコメント・レターがあった（公開草案 52 号「1 株当たり利益」に対して 1996 年 8 月 8 日に提示）。
- ㉙ IAS 34, 期中財務報告
 - 1 IOSCO からのコメント・レターがあった（討議資料「中間財務報告」に対して 1997 年 4 月 21 日に提示）。
 - 2 IOSCO からのコメント・レターがあった（公開草案 57 号「中間財務報告」に対して 1998 年 4 月 13 日に提示）。
- ㉚ IAS 35, 休止している事業
 - 1 IOSCO からのコメント・レターがあった（公開草案 58 号「休止している事業」に対して

1998年3月25日に提示)。

- ③① IAS 36, 資産の減損
- 1 IOSCO からのコメント・レターがあった (公開草案 55 号「資産の減損」に対して 1997 年 11 月 21 日に提示)。
 - 2 IOSCO からのコメント・レターがあった (公開草案 55 号「資産の減損」に対して 1998 年 3 月 19 日に提示)。
- ③② IAS 37, 引当金, 偶発負債および偶発資産
- 1 IOSCO からのコメント・レターがあった (蓋然性という用語の意味に関するプロジェクトについて 1996 年 4 月 18 日に提示)。
 - 2 IOSCO からのコメント・レターがあった (討議資料「引当金と偶発事象」に対して 1997 年 5 月 7 日に提示)。
- ③③ IAS 38, 無形資産
- 1 IOSCO からのコメント・レターがあった (討議資料「無形資産」に対して 1994 年 6 月 17 日に提示)。
 - 2 IOSCO からのコメント・レターがあった (公開草案 60 号「無形資産」と公開草案 61 号「企業結合」に対して 1997 年 5 月 7 日に提示)。
 - 3-9 その他のコメントレターの名称は省略する。
 - 10 SEC からのスタッフ・レターがあった (公開草案 60 号と 61 号を是認することに関して 1997 年 8 月 21 日に提示)。
 - 11 SEC からのスタッフ・レターがあった (無形資産に関して提案された最終の〔会計〕基準に対して 1998 年 7 月 1 日に提示)。
- ③④ IAS 39, 金融商品：認識と測定
- 1 IOSCO からのコメント・レターがあった (討議資料「金融資産と金融負債」に対して 1997 年 8 月 22 日に提示)。
 - 2 IOSCO からのコメント・レターがあった (公開草案 62 号「金融商品：認識と測定」に対して 1998 年 10 月 20 日に提示)。
 - 3 SEC からのスタッフ・レターがあった (討議資料「金融資産と金融負債」に対して 1997 年 10 月 6 日に提示)。
 - 4 SEC からのスタッフ・レターがあった (公開草案 62 号「金融商品：認識と測定」に対して 1998 年 10 月 27 日に提示)。

(出所) IOSCO (2000) pp.110-114.

ここで、IAS が図表 1—30 の核となる IAS—と異なり 34 になっているのは、このうちの 4 つの国際会計基準—④ (IAS 5 号), ⑦ (IAS 9 号), ⑪ (IAS 13 号) および⑮ (IAS 25 号) の IAS—は別の IAS に取替えられ、核となる IAS にならなかったことを意味している。この図表 2 では、IOSCO と SEC が 1993 年 8 月 16 日から 1999 年 10 月 24 日まで、コメント・レターとスタッフ・レターをだしている。そこで、つぎに IOSCO と SEC がともにコメント・レターとスタッフ・レターをだした IAS を年月日の順に並び替えてみよう。

図表3 IOSCOとSECがコメント・レターとスタッフ・レターをともにだしたIAS

- ① IAS 1, 財務諸表の表示 (1997年に改訂)
- ・SEC (1995年8月7日)…SECからのスタッフ・レターがあった(討議資料「財務諸表の表示」に対して提示)。
 - ・IOSCO (1996年10月24日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(公開草案53号「財務諸表の表示」に対して提示)。
 - ・SEC (1996年11月17日)…SECからのスタッフ・レターがあった(公開草案53号「財務諸表の表示」に対して提示)。
 - ・SEC (1997年3月31日)…SECからのスタッフ・レターがあった(真実かつ公正な外観に対して提示)。
 - ・SEC (1997年5月19日)…SECからのスタッフ・レターがあった(真実かつ公正な外観に対して提示)。
- ⑫ IAS 14, セグメント別報告 (1997年に改訂)
- ・SEC (1995年2月7日)…SECからのスタッフ・レターがあった(アメリカとIASCの〔会計〕基準のコンバージェンスに関して提示)。
 - ・SEC (1995年2月8日)…SECからのスタッフ・レターがあった(討議資料「セグメント別財務情報」に対して提示)。
 - ・IOSCO (1996年4月25日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(公開草案51号「セグメント別財務情報の報告」に対して提示)。
 - ・SEC (1996年7月11日)…SECからのスタッフ・レターがあった(公開草案51号「セグメント別財務情報」に対して提示)。
- ⑭ IAS 17, リース (1997年に改訂)
- ・SEC (1997年9月5日)…SECからのスタッフ・レターがあった(公開草案56号「リース会計」に対して提示)。
 - ・IOSCO (1997年9月8日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(公開草案56号「リース会計」に対して提示)。
- ⑯ IAS 19, 従業員給付 (1998年に改訂)
- ・SEC (1997年3月18日)…SECからのスタッフ・レターがあった(公開草案54号「従業員給付」に対して提示)。
 - ・IOSCO (1997年5月1日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(公開草案54号「従業員給付」に対して提示)。
- ⑳ IAS 38, 無形資産
- ・IOSCO (1994年6月17日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(討議資料「無形資産」に対して提示)。
 - ・SEC (1997年8月21日)…SECからのスタッフ・レターがあった(公開草案60号と61号を是認することに関して提示)。
 - ・IOSCO (1998年1月22日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(公開草案60号「無形資産」と公開草案61号「企業結合」に対して提示)。
 - ・SEC (1998年7月1日)…SECからのスタッフ・レターがあった(無形資産に関して提案された最終の〔会計〕基準に対して提示)。
- ㉑ IAS 39, 金融商品：認識と測定

- ・IOSCO (1997年8月22日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(討議資料「金融資産と金融負債」に対して提示)。
- ・SEC (1997年10月6日)…SECからのスタッフ・レターがあった(討議資料「金融資産と金融負債」に対して提示)。
- ・IOSCO (1998年10月20日)…IOSCOからのコメント・レターがあった(公開草案62号「金融商品：認識と測定」に対して提示)。
- ・SEC (1998年10月27日)…SECからのスタッフ・レターがあった(公開草案62号「金融商品：認識と測定」に対して提示)。

(出所) IOSCO [2000] を参考にして筆者作成。

ここで、IAS 1号「財務諸表の表示」は、1997年に改訂されるが、それまでに①SEC スタッフ・レター(討議資料：1995年8月7日)、②IOSCO コメント・レター(公開草案：1996年10月24日)、③SEC スタッフ・レター(公開草案：1996年11月17日)、④SEC スタッフ・レター(真実かつ公正な外観：1997年3月31日)、および⑤SEC スタッフ・レター(真実かつ公正な外観：1997年5月19日)の5つのレターがあった。その内、SEC スタッフ・レターが4回でIOSCO コメント・レターが1回である。ここでは、SEC スタッフ・レターの回数の方がIOSCO コメント・レターの回数より多い。

IAS 14号「セグメント別報告」は、1997年に改訂されるが、それまでに①SEC スタッフ・レター(コンバージェンスに関して：1995年2月7日)、②SEC スタッフ・レター(討議資料：1995年2月8日)、③IOSCO コメント・レター(公開草案：1996年4月25日)、および④SEC スタッフ・レター(公開草案：1996年7月11日)の4つがあった。その内、SEC スタッフ・レターが3回で、IOSCO のコメント・レターが1回である。ここでは、SEC スタッフ・レターの回数の方がIOSCO コメント・レターの回数より多い。

IAS 17号「リース」は、1997年に改訂されるが、それまでに①SEC スタッフ・レター(公開草案：1997年9月5日)と②IOSCO コメント・レター(公開草案：1997年9月8日)の2つがあった。その内、SEC スタッフ・レターが1回で、IOSCO コメント・レターが1回である。ここでは、SEC スタッフ・レターとIOSCO コメント・レターの回数は同じである。IAS 19号「従業員給付」は、1998年に改訂されるが、①SEC スタッフ・レター(公開草案：

1997年3月18日)と②IOSCO コメント・レター(公開草案:1997年5月1日)の2つがあった。この内、SEC スタッフ・レターが1回で、IOSCO コメント・レターが1回である。ここでは、SEC スタッフ・レターと IOSCO コメント・レターの回数は同じである。

IAS 38号「無形資産」は、会計基準として完成するまでに、①IOSCO コメント・レター(討議資料:1994年6月17日)、②SEC スタッフ・レター(公開草案:1997年8月21日)、③IOSCO コメント・レター(公開草案:1998年1月22日)、およびSEC スタッフ・レター(提案された最終案:1995年2月7日)の4つがあった。この内、SEC スタッフ・レターが2回で、IOSCO コメント・レターが2回である。ここでは、SEC スタッフ・レターと IOSCO コメント・レターの回数は同じである。

IAS 39号は、会計基準として完成するまでに、①IOSCO コメント・レター(討議資料:1997年8月22日)、②SEC スタッフ・レター(討議資料:1997年10月6日)、③IOSCO コメント・レター(公開草案:1998年10月20日)、および④SEC スタッフ・レター(公開草案:1998年10月27日)の4つである。その内、SEC スタッフ・レターは2回で、IOSCO コメント・レターは2回である。ここでは、SEC スタッフ・レターと IOSCO コメント・レターの回数は同じである。

ここで明らかのように、IASCの30の核となるIAS案に対して、IOSCOとSECは多くのコメント・レターを提出しているが、全体的にみれば、IOSCO コメント・レターの方がSEC スタッフ・レターより多く提出している(図表2を参照)。しかし、IOSCOとSECがコメント・レターとスタッフ・レターをともにだしたIASに限ってみれば、SEC スタッフ・レターの方が、IOSCO コメント・レターより多く提出している(図表3を参照)。このような事実から、IASCの30の核となるIAS案が完成するまでに、IOSCOとSECは相互に協力しながらも、SEC スタッフ・レターの影響力も相当に大きかったものと考えることができよう。

さらに、すでに述べたように、SECはIOSCOの委員会を通じてIASCに影

響していた。具体的には、1990年に「IOSCOが、多国籍〔企業〕の開示と会計 (multinational disclosure and accounting) に関して〔作業部会として〕ワーキング・パーティを立ち上げたとき、後者〔の会計に関して〕は、常にSECの上級スタッフ」、つまり、「会社財務部門かチーフ・アカウンタント」の地位にある者のどちらかの上級スタッフが議長を務めている。「さらに、SEC長官 (Commissioner) は、常にIOSCOの強力な専門委員会 (Technical Committee) のメンバー」であり、時にはその議長も務めている (Zeff [2012] p.814)。

ここでは、SECの上級スタッフが、会計基準設定の具体的な作業部会であるワーキング・パーティの議長となっており、このワーキング・パーティは、IASCの30の核となるIAS案にさまざまなコメントをする機関である。このSECの上級スタッフは、その議長という立場からIASCに影響力を行使していると考えられることも十分に可能である。また、SEC長官は、ワーキング・パーティより上位の委員会である専門委員会に参加することができ、そこでSECの立場を貫徹するための影響力を行使することが可能である。つまり、「SECは、1987年以降、IOSCO内部で最も影響力のある意見 (the most influential voice within IOSCO)」 (Zeff [2012] p.814) 発信をしてきたのである。このように、1980年代から1990年代のIASCの核となる30のIASの策定に関して、IASC、IOSCOおよびSECの関係は、SECが優位な立場—IOSCOの会議を通して、またSECスタッフ・レターを通して影響力を行使—で進展してきたものと考えられることができる。

IV IASBとSEC/FASBの関係

すでに述べたように、SECは、単独でまた「IOSCO〔の委員会への〕積極的な参加」を通して、IASCに影響力を行使してきたが、FASBも1988年に、IASCの招待を受け入れ、「Raymond C. Iauver, James J. Leisenring および Anthony T. Cope」のFASBのメンバーを、議決権のないオブザーバーとしてIASCへ派遣している。「FASBは、議長であるDennis R. Beresfordのもと、

その〔IASCの会計基準設定活動としての〕仕事に積極的に関心を持ちはじめた。〕(Zeff [2012] p.815)

IASCの組織は、IASを完成させる際に、「少人数のスタッフ」しかおらず、しかも「委員会を運営するのはボランティア」で、「パートタイムの組織」であったので、IASCは、改組する必要に迫られていた。そこで、IASCは、「戦略的なワーキング・パーティ (a Strategy Working Party)」を立ち上げ、その中には、IASCとは異なる「別の〔会計基準〕審議会のメンバー (例えば、David Tweedie) や、会計学者、金融界 (financial community)、会社セクターおよび規制当局の利害を代表する指導的地位にある人物 (leading figures)」もいた。「SECのチーフ・アカウンタントである Lynn E. Turner は、〔戦略的な〕ワーキング・パーティに書簡を送り」、新たな組織に「権威と正当性 (authority and legitimacy)」を持たせるためには、「比較的小さいが、独立して、フルタイムで、多数の研究スタッフ」により支えられ、「強靱でオープンなデュープロセス (a robust and open due process)」を持つ必要があるとする「SECの強い要求 (SEC's insistence)」を表明した。また、SECは、そこでのメンバーを、世界の地域別で平等に人選をするのではなくて、会計に「精通した専門知識 (technical expertise)」を持った人材をメンバーとする、いわば「FASBと同じような組織」を構想する必要があると主張した。その後、IASCは、1999年11月のベニスでの会議において、「SECの要求にそった方向で改組すること (a restructuring along the lines of the SEC's demands)」を決定した (Zeff [2012] p.819)。

このように、IASCからIASBへの組織再編の局面でも、SECの影響力が相対的に強かったことが確認でき、新組織であるIASBのメンバーの人選規準は、世界の地域で平等にするのではなくて、会計に精通した専門知識を持つ人材に絞り込んでいる。つまり、IASBのメンバーの人選規準としては、SEC/FASB方式—会計に精通した専門知識を持つ人材をメンバーにする方式—が採用されたわけである。図表4は、このようなSEC/FASBが主導権を保持しながら、人選したと思われる2001年のIASB発足当時のメンバーである。

図表 4 IASB の設立当初のメンバー

議長：Sir David Tweedie：イギリスの会計基準審議会の前議長（イギリス）
副議長：Thomas E. Jones：Citigroup の前副社長（アメリカ）
Mary E. Barth（パートタイム）：Stanford 大学の会計学教授（アメリカ）
Hans-Georg Bruns（ドイツの会計基準設定機関のリエゾン）：DaimlerChrys（ドイツ）
Anthony T. Cope：FASB の前メンバー（アメリカ）
Robert P. Garnett：Anglo American Plc の前財務担当執行副社長（南アフリカ）
Gilbert Gelard（フランスの会計基準設定機関のリエゾン）：KPMG の前パートナー，パリ（フランス）
Robert H. Herz（パートタイム）：PricewaterhouseCoopers のパートナー，ニューヨーク（アメリカ）
James J. Leisering（FASB のリエゾン）：FASB の前副議長（アメリカ）
Warren McGregor（オーストラリアとニュージーランドの会計基準設定機関のリエゾン）：Australian Accounting Research Foundation の前執行取締役
Patricia O'Malley（カナダの会計基準設定機関のリエゾン）：カナダの会計基準審議会の前フルタイム議長，KPMG の元専門パートナー，トロント（カナダ）
Harry K. Schmid：Nestle の元シニア副社長（スイス）
Geoffrey Whittington（イギリスの会計基準設定機関のリエゾン）：元 Cambridge 大会計学教授，イギリスの会計基準審議会前委員（イギリス）
Tatsumi Yamada（日本の会計基準設定機関のリエゾン）：中央青山監査法人の前パートナー（KPMG のメンバー），東京（日本）

(出所) Zeff [2012] p.821.

図表 4 に示されている IASB のメンバーは 14 名で、アメリカが 5 名、イギリスが 2 名、オーストラリアが 1 名、カナダが 1 名、フランスが 1 名、ドイツが 1 名、日本が 1 名、南アフリカが 1 名、そしてスイスが 1 名である。「アングロ・アメリカン諸国 [イギリス，アメリカ，オーストラリア，およびカナダ] の代表者は」，「ヨーロッパ大陸」から注目されていたが，あまり好意的に思われていなかった。14 名のメンバーのうち 9 名の投票権は，アングロ・アメリカン諸国である「アメリカから 5 人，2 人のイギリス人，1 人のカナダ人，および 1 人のオーストラリア人 (five from the United States, the two Britns, the Canadian, and the Australian)」にあり，これらの投票権は，全メンバーの半分以上を，アメリカを中心としたアングロ・アメリカン諸国が支配していることを意味している (Zeff [2012] p.821)。

また，2001 年の設立当初の IASB のメンバーは，主に，会計に精通した「専門技術者や前国内 [会計] 基準設定者 (techies and former national standard

setters)」から構成されていた。James J. Leisering と Anthony T. Cope は、以前、FASB に勤務していた。David Tweedie (IASB の新議長) と Geoffrey Whittington は、以前、イギリスの会計基準審議会の常勤の議長と非常勤のメンバーであった。Patrica O'Malley は、以前、カナダの会計基準審議会の常勤の議長として勤務していた。Warren McGregor は、オーストラリアの会計基準審議会を支持する研究財団の取締役を長い間してきた。Geoffrey Whittington と Mary E. Barth は、イギリスとアメリカの会計学教授である。Hans-Georg Bruns は、以前、ドイツの Daimler 社の会計の指導的地位にあった。IASB のメンバーには、世界五大会計事務所 (六大会計事務所) の監査パートナーも数人おり、14 名のメンバーのうち 8 名は、旧 IASC における議決権のないオブザーバーの地位にあった人々である。それ故、「新審議会 [IASB] の社会化 (socialization) は、メンバーの多くはすでにお互いに知りあいであったので、全く困難ではなかった。」(Zeff [2012] pp.821-822)

IASB のメンバーは、少なくとも「[世界の] 五大会計事務所から 5 名、[世界の] 企業から 3 名、利用者集団から 3 名、そして少なくとも研究者から 1 名」を人選すべきという目標を掲げていたが、財務報告の利用者集団からのメンバーはほとんどいなかった。その理由は、IASB の「財団は、[世界の] 五大会計事務所、[世界における大] 企業、金融機関、および中央銀行 [イギリスのイングランド銀行やアメリカの連邦準備銀行等] から必要な資金を [任意で] 調達していた」ので、IASB のメンバーは、公認会計士から 4 名—Gelard (フランス)、Herz (アメリカ)、O'Malley (カナダ)、および山田 (日本) —、企業から 4 名—Bruns (ドイツ: Daimler Chrys)、Jones (アメリカ: Citigroup)、Garnett (南アフリカ: Anglo American Plc)、および Schmid (スイス: Nestle) —、研究者から 2 名—Barth (アメリカ: Stanford 大学教授) と Whittington (イギリス: 元 Cambridge 大学教授) —が選ばれたが、財務報告の利用者集団

8 ここで、Zeff は、利用者集団から 1 名は、実際に「証券市場のプロの利用者 (a professional user in the securities markets)」(Zeff [2012] p.822) であったと指摘しているが、それがボード・メンバーの誰であるか判明していない。

はほとんど人選されていない⁸ (Zeff [2012] p.822) というのが実情である。

このように、IASB メンバーの人数は、アメリカが圧倒的に多く—5名—確保しているが、それは、1980年代から1990年代にかけてのSECの影響力が相当に大きかったことの延長線上に位置しているものと思われる。そして、1988年にFASBのメンバーで、当時IASBのオブザーバーとなったJames J. LeisenringとAnthony T. Cope—2人とも「イギリス生まれ」(Zeff [2012] p.821)である—も、2001年にIASBのボード・メンバーとなっている。また、IASBの財団へ資金を提供した集団—五大会計事務所、企業、金融機関、および中央銀行等—から、メンバーの多くが選ばれている。このことは、IASBの人選は、第1にSECの圧力でアメリカが5名のメンバーを獲得し、ついで、IASBの財団に資金提供した集団—資金提供をしたという圧力—が優先的に選ばれていると解釈すると、IASBの人選の状況をよりよく説明できると思われる。したがって、IASBのメンバーの人選は、この2重の政治的な圧力で行われた可能性が高い。しかし、2001年にアメリカで起こったエンロン事件により、SEC優位のこのような状況は少し変容してくる。

「世界で最も巨大な会社の1つ」であるエンロン社は、粉飾決算が発覚して以降、「税引後純利益を544百万ドル減少させた」し、「株主持分を12億ドル減少させた」と公表した (Benston and Hartgraves [2002] p.105)。このようなエンロン事件を受けて、アメリカの議会は、かかる不祥事を起こした原因を探求するため、あるいは今後の対策を講ずるために、会計に携わる多くの専門家を、公聴会で意見聴取している。その中で注目すべき人は、なんといても当時のIASBの議長であったTweedieであろう。Tweedieは、アメリカの議会で、アメリカの一般に認められた会計原則 (GAAP) が依拠している規則主義的会計基準を批判し、IASBが推奨する原則主義的会計基準を称賛している (Tweedie [2002])⁹。アメリカの議会が、Tweedieの思惑どおりになったか否かは別として、アメリカのSarbanes-Oxley法では、2002年6月30日に公表されているが、原則主義的会計を受け入れてつぎの図表5のように規定している。

図表 5 Sarbanes-Oxley 法のセクション 108 「会計基準」(d)の規定

<p>(1) 研究すべき課題</p> <p>(A) 一般的研究…SEC は、アメリカの財務報告システムに、原則主義的会計システム (principles-based accounting system) を導入した場合の研究を行わなければならない。</p> <p>(B) 個別の研究…ここでの研究は、つぎの 1~4 の項目の検討を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則主義的会計や財務報告がアメリカに現存するとすれば、その範囲を検討する。 2 規則主義的財務報告システムから原則主義的財務報告システムへの変更するために必要な期間を検討する。 3 原則主義的システムが適用された場合の実行可能性と提案された方法を検討する。 4 原則主義システムの適用に際しての徹底的な経済分析を検討する。 <p>(2) 報告書の提出</p> <p>SEC は、この法律が施行されて 1 年以内に、上記の (1) で要求された研究の成果を報告書として議会に提出しなければならない。</p>
--

(出所) The Senate of the United States [2002] SEC.108.

このような Sarbanes-Oxley 法での規定を受けて SEC は、2003 年に、目的志向型会計基準を重視して、例えば、FASB に「新しい [会計] 基準を開発するとき、改善された概念フレームワーク」に基づくべきであるとし、収益費用観を用いることは不適切である」としている (SEC [2003] pp.8, 25)。つまり、ここでは、収益費用観を否定するという基本方針を明確に打ち出すことで、目的志向型会計基準と資産負債観のみが強調されている。このような SEC の要求を受けて、FASB は、2004 年 7 月に、回答の文書を公表し、そこでは、原則主義的会計基準ないしは「目的志向型 [会計] 基準を公表すべき」こと、旧「概念フレームワーク¹⁰の欠陥」を是正すべき等の回答を SEC にしている (FASB [2004] p.1)。

ここで、アメリカ国内に関して言えば、IASB の議長である Tweedie 証言に影響を受けたと思われる議会 = Sarbanes-Oxley 法の命令に従った SEC の重圧のもとで、FASB は、規則主義的会計基準の設定から原則主義的会計基準の設定へ大きく舵をきっていく。つまり、エンロン等の「会社報告書のスキャンダルに対応して」、「会社報告書に対する規制が近年、実質的に [アメリカ議会 =

9 この Tweedie 証言の詳細に関しては、梶田 [2013a] 103-105 頁を参照。

10 ここで、旧概念フレームワークとは、FASB が公表してきた概念フレームワーク第 1 号「営利企業の財務報告の基本目的」等を言う。

Sarbanes-Oxley 法での規定を受けて SEC の公的統制重視へ] 変化してきた」(Leuz [2010] p.2)¹¹。また、国際的な次元から見れば、1980年代から1990年代、また2001年のIASBの新メンバーの人選に至るSEC (IOSCOを含む)の圧倒的な影響力は影をひそめ、エンロン事件以降、SEC/FASBはIASBと共同歩調を取らず得ないという苦渋の選択をしたものと推察される。すなわち、規則主義的会計基準を重視するSEC/FASB (IOSCOを含む)が、IASC/IASBに相当な影響力を行使した段階 (エンロン事件前) から、原則主義的会計基準を重視するIASBが、アメリカ議会 = Sarbanes-Oxley 法とSECに会計基準設定方法の方向転換を促すことで優位な立場にたち、SEC/FASBと共同歩調を取りながら公表した新概念フレームワーク¹²の段階へ変容してきた。

V おわりに

以上、本稿では、IASC/IASB、IOSCO および SEC/FASB の相互関係について考察してきた。ここで簡単に纏めておこう。まず、1980年代から1990年代の段階において、SEC/FASBは、IASC 対して「慎重なアプローチ (cautious approach) を採用してきた」(Eaton [2005] abstract) が、SECは、30の「核となる〔国際会計〕基準の着手から完了まで」、〔アメリカの〔会計基準の〕優位さ (American preferences)〕を堅持するため、〔会計〕基準設定機関〔であるIASC〕が黙認するように説伏せるための〔SEC に対する〕支持の強い約束と、〔IASC に対する〕拒否権の〔行使という〕脅し (pledges of support and threats of veto)〕を交互に発動することで、「SECは、国際的な〔会計〕ルールの内容について、非常に大きな影響力を〔IASC に〕行使してきた (SEC exercised immense influence over the content of international rules)。」(Eaton [2005] p.6) すなわち、SECは、IOSCOのいくつかの会議を通して、また、SECスタッフ・レター (IOSCO コメント・レターも含む) を通してIASCにおけるIASの設定活動に相当な影響力—支持の強い約束と拒否権の行使とい

11 これに関しては、津守 [2009] 27頁も参照。

12 これに関しては、梶田 [2014]・[2016a]・[2016b]・[2016c]・[2016d] を参照。

う脅し—を行使し、このことは、IASBが、2001年の新メンバーを人選する際に、IASB財団へ任意で資金提供する組織—世界五大会計事務所、世界の大企業および金融機関等—とともに、SECの影響力も健在であったことをみても明らかであろう。

ところが、2001年のエンロン事件を契機に、Tweedie証言に影響を受けたと思われる議会= Sarbanes-Oxley法の命令に従ったSECの重圧のもとで、FASBは、規則主義的会計基準から原則主義的会計基準を重視する方向転換を余儀なくされてきた。これを国際的な次元から見れば、SEC/FASBは、「IFRSに基づいた世界中の会計基準と調和化させるために (to harmonize)」あるいは会計基準を統一化させるために、「IASBの努力」をより一層、受け入れなければならないような状態になってきた (Eaton [2005] p.1) といえよう。すなわち、1980年代から1990年代までの規則主義的会計基準を重視するSEC (IOSCOを含む) が、優位な地位を堅持しながら、IASC/IASBへ相当に影響力を行使しえた段階から、エンロン事件以降、原則主義的会計基準を重視するIASBが、SEC/FASBと共同歩調を取りながら、受託責任目的を捨象した投資意思決定目的の一本化路線と、極端な資産負債観に基づいた公正価値会計路線を展開しようとする新概念フレームワークを、IASBとSEC/FASBが共同開発する—会計基準を統一化する—段階へ変容してきたのである。

【参考文献】

- Bsnston, George J. and Al L. Hartgrves [2002] “Enron : What happened and We can learn from IT”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.21, pp.105-127.
- Dünhaupt, Petra [2016] *Financialization and the Crises of Capitalism*, Institute for International Political Economy Berlin, Working Paper, No.67.
- Eaton, Sarah B. [2005] “Crisis and Consolidation of International Accounting Standards : Enron, The IASB, and America”, *Business and Politics*, Vol.7, No.3, pp.1-18.
- FASB [1978] Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, November (平松一夫・広瀬義州訳 [1990] 『FASB財務会計の諸概念〈改訂版〉』中央経済社)。
- FASB [2004] *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*.

- International Organisation of Securities Commissions [1989a] *International Equity Offers : Changes in Regulations since June 1989*, IOSCO.
- IOSCO [1989b] *International Equity Offers : Summary of Report*, IOSCO.
- IOSCO [2000] *IASC Standards-Assessment Report*, IOSCO.
- IOSCO [2010] *Objectives and Principles of Securities Regulation*, IOSCO.
- Leuz, Christian [2010] *Different Approaches to Corporate Reporting Regulation : How Jurisdictions Differ and Why*, European Corporate Governance Institute, Law Working Paper No.156, pp.1-54.
- Nölke, Andreas and James Perry [2007] “The Power of Transnational Private Governance : Financialization and the IASB”, *Business and Politics*, Volume 9, Issue 3, pp.1-20.
- Perry, James and Andreas Nölke [2005] “International Accounting Standard Setting : A Network Approach”, *Business and Politics*, Vol.7, No.3, Article 5, pp.1-32.
- Securities and Exchange Commission [2003] *Study pursuant to section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the adoption by the United States financial reporting system of a principles-based accounting system*.
- The Senate of the United States [2002] Public Law 107-204, *An act to protect investors by improving the accuracy and reliability of corporate disclosures made pursuant to the securities law, and for other purposes* (This Act may be cited as the “Sarbanes-Oxley Act of 2002”).
- Tweedie, David [2002] *Statement of Sir David Tweedie Chairman, International Accounting Standards Board before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate*, February 14, pp.1-22.
- Zeff, Stephen A.[2012] “The Evolution of the IASC into the IASB, and the Challenges it Faces”, *The Accounting Review*, Vol.87, No.3, pp.807-837.
- 青木浩子 [2000] 『国際証券取引と開示規制』東京大学出版会。
- 浅羽二郎 [1984] 『財務会計論』森山書店。
- 今福愛志 [2009] 『企業統治の会計学』中央経済社。
- 遠藤乾 [2008] 『グローバル・ガバナンスの最前線』東信堂。
- 大黒弘慈 [2015] 『模倣と権力の経済学』岩波書店。
- 梶田龍三 [2013a] 「会計グローバル化と原則主義的アプローチの胎動」『経理研究』第 56 号 (中央大学経理研究所), 94-110 頁。
- 梶田龍三 [2013b] 「会計における二重の受託責任概念 (目的) について」『大分大学経済論集』第 65 巻第 2 号, 89-124 頁。
- 梶田龍三 [2014] 「IASB 概念フレームワークにおける姿勢の変化—会計目的論を中心に—」『会計・監査ジャーナル』No.708, 111-121 頁。
- 梶田龍三 [2015] 「グローバル・プライベート・ガバナンス時代における国際会計基準審議会と国際標準化機構の相互関係について」『経理研究』第 58 号 (中央大学経理研究所), 231-248 頁。

- 梶田龍三 [2016a] 「損益計算モデルと貸借対書評モデル—IASB/FASB [2010] 新概念フレームワークに関係させて—」『佐賀大学経済論集』第48巻第5号, 31-60頁。
- 梶田龍三 [2016b] 「会計における資産負債観について—金融セクターの動向に関連させて—」『専修商学論集』第103号, 49-69頁。
- 梶田龍三 [2016c] 「概念フレームワークにおける会計目的論の変容と金融セクターの影響力—会計の政治化に関連させて—」国際会計研究学会・研究グループ [2016] 『IFRSの概念フレームワークについて—最終報告書—』57-66頁。
- 梶田龍三 [2016d] 「概念フレームワークにおける質的特性—制度的補完性理論と忠実な表現概念の関係—」国際会計研究学会・研究グループ [2016] 『IFRSの概念フレームワークについて—最終報告書—』88-98頁。
- 梶田龍三 [2017] 「会計における概念フレームワークの変容と二つの資産負債観—グローバルな組織と金融化に関係づけて—」『ディスクロージャーニュース』Vol.35, 71-78頁。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』森山書店。
- 津守常弘 [2009] 「会計史研究の現代的意味—私の場合—」『会計史学会年報』第28号, 19-31頁。
- 毛利勝彦 [2005] 『グローバル・ガバナンスの世紀—国際政治学からの接近—』東信堂。
- 山本吉宣 [2008] 『国際レジームとガバナンス』有斐閣。
- 横田洋三 [2006] 「グローバル・ガバナンスと今日の国際社会の課題」横田洋三・久保文明・大芝亮編 [2006] 『グローバル・ガバナンス—「新たな脅威」と国連・アメリカ』日本経済評論社, 1-15頁。
- 渡辺昭夫・土山貫男編 [2006] 『グローバル・ガバナンス』東京大学出版会。